平成２４年（再イ）第３８１号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番34―101号
再生債務者　糸井川　崇
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３９２号
大阪市住之江区新北島２―１―１―804、住民票上の住所大阪市住之江区新北島２丁目１番１―814号
再生債務者　安居　順久（旧姓中薗）
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４３号
大阪府泉佐野市鶴原1103番地の１
再生債務者　藤井　幸治
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第６２号
大阪府泉南郡熊取町山の手台３丁目10番７号
再生債務者　北村　真哉
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２２号
愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り14番地
木曽川コーポラス411号
再生債務者　髙岡　潤輝
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月５日まで
平成24年11月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（再イ）第１４号
愛知県豊川市市田町中社62番地の２
再生債務者　佐野　彰彦
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月５日まで
平成24年11月７日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（再イ）第５９号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の1601
再生債務者　美藤　　登
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月５日まで
平成24年11月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第４３号
兵庫県姫路市上手野80番地１
再生債務者　西尾　正樹
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第４８号
兵庫県姫路市辻井４丁目５―23
再生債務者　田村　淳也
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月27日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第３６号
兵庫県姫路市網干区和久344番地１　ロワイヤル網干駅前606号室
再生債務者　西尾　裕和
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月５日まで
平成24年11月７日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第４４号
兵庫県姫路市広畑区本町６丁目717番地２
再生債務者　高野　昌敏
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月５日まで
平成24年11月７日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第１９号
広島市南区南大河町35番５号
再生債務者　朝田　孝志
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月５日まで
平成24年11月７日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第２号
秋田県仙北市角館町下菅沢232番地２
再生債務者　千葉　俊明
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年７月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年11月６日　秋田地方裁判所大曲支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２５号
鹿児島市向陽１丁目23番20号
再生債務者　久保　隆浩
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年11月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第１１号
静岡県富士市中央町２丁目10番30号　セーフティメゾン中央町206号
再生債務者　阿南　慎治
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年11月７日
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号
鹿児島県鹿児島市郡山町5240番地20
再生債務者　桑原　誠一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年12月４日まで
平成24年11月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　大阪既製服厚生年金基金
２．事務所の所在地　大阪府大阪市中央区谷町２丁目４番５号
３．設立事業所の名称及び所在地　浅川産業株式会社　大阪市中央区、井上清株式会社　大阪市中央区、井上清株式会社枚方工場　大阪府枚方市、株式会社エミネント　大阪市中央区、大賀株式会社　大阪府枚方市、株式会社エテルノ・ヒラカタ　大阪府枚方市、大賀株式会社東京支店　東京都文京区、北海道大賀クロージング株式会社　北海道赤平市、宮崎クロージング株式会社　宮崎県宮崎市、清井株式会社　大阪市中央区、トレンザ株式会社　大阪府枚方市、トレンザ株式会社枚方工場　大阪府枚方市、里井新株式会社　大阪市中央区、ＣＲＯＳＳＯＶＥＲＪＡＰＡＮ株式会社　大阪市中央区、竹宏株式会社　大阪市中央区、浪速産業株式会社　大阪市中央区、株式会社東森商店　大阪市中央区、メルボ紳士服株式会社　大阪市中央区、不二産業株式会社　大阪市中央区、大阪メンズアパレル工業組合　大阪市中央区、大阪既製服健康保険組合　大阪市中央区、清真株式会社　大阪市中央区、有限会社中谷隆商店　大阪市中央区、